

千葉県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和3年11月2日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	小松崎	文	嘉	
同	麻	生	紀	雄

3千総総第706号
令和3年10月20日

千葉市監査委員 大 木 正 人
同 宮 原 清 貴 様
同 小松崎 文 嘉
同 麻 生 紀 雄

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度監査報告第11号、平成30年度監査報告第11号、平成31年度監査報告第8号及び第10号並びに令和2年度監査報告第8号及び第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 業者選定を適正に行うべきもの（都市局）</p> <p>「適正な入札・契約の執行について」（資産経営部長通知）によると、物品の調達等に際しての業者選定は、地元中小企業者育成の観点から、可能な限り市内中小企業者に発注するものとし、市内登録業者以外（準市内業者・市外業者・未登録業者）から選定する場合は、必ず選定理由を明記し、専決権者の意思決定を受けることとされている。</p> <p>しかしながら、都市局における物品の調達については、市内登録業者以外の者に範囲を広げて業者を選定するに当たり、その理由が記載されていない事例や内容に疑義が生じる事例が散見された。</p> <p>業者選定については、通知に基づき適正に行われたい。</p>	<p>業者選定については、令和2年1月7日付けで、都市局長から各所属長に対して、資産経営部長通知に基づき、適正に行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、令和3年度から、適正な運用を行っている。</p>
<p>(5) 支払遅延を防止するための体制を整備すべきもの（教育委員会）</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第6条第1項、第10条及び第14条によると、市は、適法な請求を受けた日から同条に規定する期間内に、契約の相手方に対し対価を支払わなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、適法な請求を受けた日から支払までの期間が、規定された期間を大幅に超過し、また超過することが常態化している学校が複数見受けられた。</p> <p>このことについて、現場調査において担当者に聞き取りを行ったところ、多くの学校において、「ある程度の件数がまとまってから支払を行っている」「年度当初は忙しいので、支払事務は行っていない」「支払が遅れても、相手方了承済である旨記載すれば問題ないと思っている」等の意見が聞かれた。</p>	<p>支払遅延を防止するための体制整備については、令和2年4月1日に学校財務事務取扱要綱を改正し、組織的な進捗管理が行えるよう、学校ごとに校長が支出関係書類の保管場所を定め、それを定期的に確認するよう規定を整備した。また、令和2年4月1日及び7月17日に、教育総務部総務課長から各学校長に対して、支払処理の組織的な進捗管理を行い、期間内に支払いを行うよう周知徹底を図った。</p>

学校においては、このような認識を改め、期間内に支払を行うよう、受領した請求書の処理の進捗管理を確実に行われたい。

教育委員会事務局においては、学校における支払遅延を防止するための組織的な体制を整備されたい。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>2（2）旅費の支給を適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>職員の旅費等に関する条例第3条第1項によると、職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給するとされている。</p> <p>今回の監査において、建設局の事業所における旅費の支給について確認をしたところ、職員が旅行命令に従い出張しているにもかかわらず、システム上の精算手続ができていない等の理由により、旅費が支給されていない事例が散見された。</p> <p>旅費の支給については、処理方法を所内及び課内へ周知し、適正に支給されたい。</p>	<p>旅費の支給については、令和2年4月24日付けで、建設局長から各所属長に対して、適正に行うよう通知を行い、各所属職員に周知徹底し、令和3年度から適正な運用を行っている。</p>
<p>（4）給食に係る賄材料費の支出が適正に行われるよう対策を講ずべきもの（教育委員会）</p> <p>小学校及び特別支援学校の給食で使用する賄材料の購入については、教育委員会事務局において単価契約（食品ごとに単価を設定し、実績に応じて算出した額を支出する方式の契約）を締結し、各学校において必要数を発注し、支出を行っている。</p> <p>今回の監査において、契約の相手方から単価契約で定めた単価と異なる単価で学校への請求がなされ、これに基づき誤った金額で支出を行っている事例が見受けられた。</p> <p>これは、単価契約の内容と請求内容の照合が適切に行われていないことが原因と考えられるものの、取り扱う食品の種類が多数であること、契約書に記載された食品の一般的な品名と請求書に記載された商品名が異なること等から、各学校における照合作業は煩雑な事務となる</p>	<p>「学校給食献立管理システム」により作成される発注書については、単価契約の内容と請求内容の照合作業が容易に行えるよう、令和3年3月1日に委託契約を締結しシステム改修を行った。具体的には、出力帳票に数式を埋め込むことで、月ごと業者ごとの合計額を表示できるようにするとともに、数量を修正した場合にも食品ごとの金額や合計額が自動計算で表示され、請求内容と容易に照合できるようにした。</p> <p>システム改修後の機能の活用方法については、令和3年3月18日に栄養教職員へ電子メールで周知するとともに、研修会等で徹底を図った。</p>

<p>ことが想定される。</p> <p>また、「学校給食献立管理システム」により作成される発注票には、月ごと業者ごとの発注内容と契約単価が記載されているものの、合計額が記載されない等、効率的な照合を行うため、改善の余地があるものとする。</p> <p>教育委員会事務局においては、各学校において単価契約の内容と請求内容の照合作業が容易かつ効率的に行えるよう、「学校給食献立管理システム」の改修を行う等、給食に係る賄材料費の支出を適正に行うための対策を講じられたい。</p>	
<p>(5) 学校における現金の受領及び取扱いについて、統一的な方針を定めるべきもの (教育委員会)</p> <p>今回の監査において、以下のとおり、一部の小・中学校において、現金を受領しているものの市の歳入として処理していない事例が見受けられた。</p> <p>① 教育実習生受入れに当たり、大学等から謝金を受領していたもの</p> <p>② 保護者会や千葉市青少年育成委員会等の活動で学校の印刷機を使用させる際に、使用料を徴収していたもの</p> <p>これらの現金を受領する場合、その取扱いが不明確であれば事故につながりかねないことから、公金として、予算会計規則等に基づき適正に事務処理を行うべきである。</p> <p>教育委員会事務局においては、学校における上記のような現金の取扱いについて各学校の裁量に任せることなく、受領すべきかどうかも含め、統一的な方針を定められたい。</p>	<p>教育実習生受入れに当たっての謝金については、令和2年9月7日に、教育センター・教育指導課・学事課から各学校長に対して、受領しないよう周知徹底を図り、令和3年度からは実習にかかる実費相当分のみ、市の歳入として処理するよう対応を統一した。</p> <p>保護者会等の活動での印刷機の使用料については、令和2年7月17日に、教育総務部総務課長から各学校長に対して、徴収しないよう周知徹底を図った。</p>